



Message from International committee

JICA 公示情報の見方②

— 事業・プロジェクトで JICA 事業の理解も —

国際委員会

熊岸 健治 | KUMAGISHI Kenji

前回の「JICA 公示情報の見方①」に続いて、②として、JICA 業務の受注を目指して公示情報を見る場合に JICA 事業について理解した上で、応札することが必要と考えますので、事業・プロジェクトの見方と実際に応札する場合の対応の例について、紹介いたします。なお、2012年9月25日から JICA ホームページの構成が改訂されましたので、新しい構成に沿って紹介します。

これまでのシリーズで、日本が ODA として実施している事業の中で、コンサルタントが直接 JICA から受注できる業務は何で、その業務を受注するためには、JICA の公示を見なければならぬことはご理解いただけたと思います。コンサルタントとして、応札から業務完了まで必要となる手続きや業務の手順等についても JICA の HP の調達情報(ホームのよく閲覧される項目→調達情報、或いは JICA について→各種情報→調達情報と進む)に詳細が載っていることも確認されていると思います。

今回、副題に「事業・プロジェクトで JICA 事業の理解も」と付けましたのは、2008年の JICA と JBIC の円借款部門(旧海外経済協力基金)の統合(所謂 JJ 統合)以降、コンサルタントに発注される業務の範囲が飛躍的に拡大し、計画策定のための調査業務に止まらず、ハード・ソフトを問わず、事業・分野についても JICA が所管する全事業・分野に及び、又、プロジェクトサイクルの面からしても PDCA の全てに及んでおります。その意味から、HP の事業・プロジェクトを見ることを勧めます。今年度からは、ボランティア(青年海外協力隊)派遣では、民間連携の一環でコンサルタント企業を含む中小企業が自社の社員を人材育成の目的で派遣することもこの事業で実施可能となり、JICA の実施する全ての事業にコンサルタントが何ら

かの形で参画できることになりました。

さて、コンサルタントとして知っておいた方が良くと思われる、JICA の協力実施における世界的な課題、4つの重点課題及び教育を初めとする14分野の重点課題への取り組みと成果、事業概要、事業実績、事業評価、プロジェクト案件一覧、JICA ナレッジサイト等、事業とプロジェクトについて HP の事業・プロジェクトで知ることが出来ます。さらに、事業ごとの取り組みと進んでいくと、新規実施予定案件が毎月初めに公示されます(但し、公示された案件全てがコンサルタント等への発注案件ではありません)。この公示は、外務省と JICA が新規の協力案件として採択を決定した段階で、技術協力(人材育成)プロジェクト及び協力準備調査案件について、調達情報(ここに公示される案件は、コンサルタント等への発注案件)での実施公示に先駆けて技術協力(人材育成)プロジェクトの案件名と協力準備調査の実施予定について四半期ベースで公示されます。JICA ナレッジサイトでは、過去に実施された協力案件が見られますので、応札に当たって参考にするのも良いかと思えます。国別、スキーム別で検索していくと、スキームの多さに驚かれると思います。新規案件の応札に当たっては、公示案件の説明にあるスキーム名で判断するよりも、公示される案件の業務内容や業務指示書で、自社の得意分野や社員の経験等を勘案の上、応札の可否を判断することをお勧めします。

調達情報の見方については、前回でかなり細かく説明されていますので、今回は応用編としての見方を紹介してみたいと思います。(前回の説明を参照下さい)

① 調達予定案件:

* 予定案件の公示は、先に述べた、事業・プロジ

ェクトの中での「新規実施予定案件」、調達情報の公告・公示情報/選定結果での「調達予定案件情報」と JICA 本部における「公告・公示情報・コンサルタント等契約」の3つの情報があります。新規実施予定案件は、月1回月初め。公示予定日を予告する調達予定案件情報と案件の公示となる公告・公示情報・コンサルタント等契約は原則毎週水曜日の公示日となっていますので、応札案件を絞り込み、準備をする上では欠かせない情報と考えます。

② 応札予定案件への対応について:

* 業務実施契約案件については、最新の公示情報をよく読んで応札するかどうかの検討をするのは勿論ですが、もし、その案件が再公示案件であれば、再公示の内容から、初めの公示等での応札者や契約予定期間等の変更の有無を読み取る必要があります。公示内容の中に詳細計画策定調査の実施についての情報が記載されていれば、上流の準備調査を受注した競争相手がいることも念頭に対応を検討する必要があります。ファスト・トラック制度適用事業という案件公示が最近増えていますが、ミャンマー国対象の緊急協力案件形成が目的のプロジェクトやセクター関連案件、ODA 再開国向けの協力、アフガニスタンや南スーダン向けの復興緊急支援事業等が、かなりの規模の協力として実施されています。緊急に、大規模な業務が公示されますので、幹事企業を中心に複数社の JV で応札していることもこれまでの案件の選定結果等から知ることが出来ます。

* 業務実施契約簡易型契約案件については、直営方式の人材育成技術協力プロジェクトのチーム・アドバイザーや分野専門家の派遣に関わる公示が増えており、コンサルタント役務提供契約と合わせて、各社保有の技術者の専門分野を生かしながら、稼働の隙間を埋める目的、新規協力国や分野への業務拡大に向けての布石作り等の戦略的な目的による応札も含めて、最近競争が激化している案件も見られます。

③ 評価結果・選定結果の見方については、ただ単に自社の応札結果を知るだけでなく、自社が得意とする特定の分野の動向について、公示、

評価結果、選定結果を追っていくと、同業他社の得意分野や営業戦略についての予測が出来、自社の方針策定の参考となる等の利用法がありますが、かなりマニアックな追跡作業が必要なので、お勧めするものではありません。なお、業務実施契約での詳細計画策定調査の受注コンサルタントは、公示に記載されている実施時期から選定結果を調べれば、確認出来るものですのでご参考まで。

④ 発注時期については、国内と同様に第3四半期と第4四半期初めに集中する事が、例年の傾向であります。JICA のコンサルタント契約には複数年度契約制度が導入されており、履行期限の年度末集中は分散されるようになりましたが、JICA が独立行政法人であるとの理由からか、中期計画の最終年であった昨年度には業務の集中が見られました。

⑤ 2012年11月1日以降の公示案件から適用が予定されていた、コンサルタント等契約に係る新積算基準、契約形態の変更の導入時期が2013年1月1日に変更されています。(2012年10月26日付け調達部発信文書)

* 今回説明した、コンサルタント役務提供契約と業務実施契約簡易型が廃止され、業務実施(単独型)として公示・実施されることになりましたので、公示や選定結果を見るときはこの点にご留意下さい。業務内容や選定に際しての項目や配点については、従前どおり公示内容で確認することになります。業務実施(単独型)と呼称されるようですが、契約の形態としては役務提供契約の範疇のものと考えます。

* 契約形態の変更の他、新積算基準の導入等重要な事項となりますので、調達情報にも掲載されている2012年9月14日に開催された「コンサルタント等契約における新積算基準導入に関する説明会」の資料を参照されることを勧めます。